

公益社団法人日本動物病院協会 認定動物病院基準

公益社団法人日本動物病院協会（JAHA）の認定動物病院制度（以下「認定病院制度」）は、診療の質や設備等について一定の基準を満たし、地域貢献活動に積極的に取り組む動物病院を JAHA 認定動物病院（以下「認定病院」）として認定することにより、良質な動物医療を確保すると共に、認定病院が地域の核となり、人と動物双方が幸せに暮らすことのできる豊かな社会の実現に寄与することを目的としています。

認定病院は、①当協会に所属する正会員であること、②以下の基準を達成していることが条件であり、当協会の認定病院として社会に誇れる動物病院でなければなりません。

JAHA 認定動物病院基準「5つの柱」

1. 診療の質的向上
2. 施設、設備の充実
3. HAB、CAPP 活動、地域貢献、臨床倫理の充実・向上
4. スタッフ教育の充実
5. 法令遵守、福利厚生 of 充実

1. 診療の質

< 1-1 的確な診断治療を行うために >

1-1-1 プロブレム・オリエンテッド・システムの基礎概念に基づき、血液検査（全血球計算、血液化学検査）、画像診断検査（X線検査、超音波検査）、尿、便、細胞診、心電図検査などを実施できなければならない。

1-1-2 クライアントが希望する場合には CT 検査、MRI 検査、内視鏡検査、病理検査、外科手術など、自らの施設で実施不可能な検査、治療を外部の機関に依頼、または紹介しなければならない。

1-1-3 JAHA 主催の継続教育として定める認定病院指定セミナーに年間 2 プログラム以上(病院単位)出席しなければならない（セミナーDVD またはオンデマンド配信による視聴と代替可）。

【4-1 と重複可】

1-1-4 全ての診療経過および検査結果は、法令に定められた方法でカルテに記録され、いつでも参照できなければならない。

1-1-5 院長を含め、JAHA の会員である獣医師が 2 名以上常勤していなければならない。
うち 1 名以上は、診療経験が 6 年以上であること。また 1 名以上は JAHA 認定医であること。
(重複可)

1-1-6 JAHA の会員であり、動物看護師統一認定機構の認定資格をもつ動物看護師が 2 名以上常勤していなければならない

1-1-7 クライアントに対するインフォームド・コンセント（説明と同意）が適切に行なわれていなければならない。

< 1-2 安全な麻酔、外科手術を行うために >

1-2-1 手術用の帽子、マスクを着用し、手術前には定法に従って手洗いをしなければならない。

1-2-2 手術用ガウン、手袋、ドレイプ、手術器具類、気道および血管の確保のための器具類等は、滅菌済みのものを使用しなければならない。

1-2-3 気道および血管の確保を行わなければならない。

1-2-4 体温、心拍数、呼吸数、心電図、血圧、血中飽和酸素濃度、血中炭酸ガス濃度など、異なる 5 種類以上の生命維持モニターを行わなければならない。また、それらの記録は可能な限り保存しなければならない。

1-2-5 全身麻酔下で処置、手術を行う場合は、必ず術者以外に麻酔係を配置しなければならない。

2. 施設、設備

< 2-0 >

2-0-1 待合室(受付)、診察室、処置室、手術室、X 線検査室、入院室を備えなければならない。

2-0-2 法令に定められた方法で診療施設の開設届出、ならびに届出事項に変更が生じた場合には変更届出を行わなければならない。

2-0-3 騒音、悪臭など公衆衛生上問題があってはならない。

< 2-1 手術室 >

2-1-1 手術室は独立しており、吸入麻酔装置および生命機能監視装置がなければならない。

< 2-2 入院室 >

2-2-1 入院室は動物を安全に管理、看護を行えるよう環境を整えなければならない（空調設備等）。

2-2-2 動物は常にケージ等で管理されていなければならない。

2-2-3 伝染性疾患動物については適切に隔離、管理されていなければならない。

< 2-3 X線室 >

2-3-1 外部に X 線が漏れないよう設備しなければならない。

2-3-2 フィルムバッジまたは線量計を備えなければならない。

2-3-3 防護衣、防護手袋、防護カラー等を備えなければならない。

2-3-4 法令に定められた方法でX線設備設置の届出、被爆対策を講じなくてはならない。

< 2 - 4 検査機器 >

2-4-1 血液検査機器として血球計算機器・遠心分離器・顕微鏡・屈折計・血液化学検査機器・電解質検査機器・塗抹染色器具を備えなければならない。

2-4-2 画像診断機器として X 線装置、超音波装置を備えなければならない。

2-4-3 各科の検査機器として、眼圧計、検眼鏡、耳鏡、心電計を備えなければならない。

< 2 - 5 救急 >

2-5-1 人工蘇生機器(レスピレータまたはアンビューバッグ)、救急用セット(薬剤および器具)を備えなければならない。

< 2 - 6 滅菌 >

2-6-1 オートクレーブあるいはガス滅菌器を備えなければならない。

2-6-2 ガス滅菌を行う場合には法令に定められたように施設環境を整えなければならない。

< 2 - 7 薬剤管理 >

2-7-1 法令に定められた方法で、薬局、薬剤保管庫などの薬剤が適切に管理保管されていなければならない。

< 2 - 8 医療廃棄物の保管、処理 >

2-8-1 法令に定められた方法で医療廃棄物（感染性廃棄物、各種廃液等）の保管、処理をしなければならない。

< 2 - 9 その他 >

2-9-1 診療施設、設備に関する関連法規等を遵守していなければならない

3. ヒューマン・アニマル・ボンド、CAPP 活動、地域貢献、臨床倫理

3-1 ヒューマン・アニマル・ボンド（HAB）の普及啓発に努め、CAPP 活動（アニマルセラピー）を積極的に推進しなければならない。

3-2 動物の適正飼養やしつけに関する普及啓発に努め、地域社会の公益に資する活動に協力しなければならない。

3-3 災害時における被災動物の保護、救援活動に協力しなければならない。

3-4 地域における狂犬病予防注射の推進、実施を積極的に行わなければならない。

3-5 マイクロチップの普及を推進しなければならない。

4. スタッフ教育

4-1 勤務獣医師を、JAHA 主催の継続教育セミナーに年間 1 プログラム以上(病院単位)出席させなければならない（セミナーDVD またはオンデマンド配信による視聴で代替可）。

【1-1-3 と重複可】

- 4-2 勤務動物看護師を、JAHA 主催の継続教育セミナーに年間 1 プログラム以上(病院単位)出席させなければならない (セミナーDVD またはオンデマンド配信による視聴で代替可)。
- 4-3 スタッフ (勤務獣医師および勤務動物看護師等) を、JAHA が主催するスタッフ教育セミナーに努めて出席させなければならない。
- 4-4 スタッフ (勤務獣医師および勤務動物看護師等) を JAHA 年次大会に努めて出席させなければならない
- 4-5 スタッフ (勤務獣医師および勤務動物看護師等) を JAHA 以外の学会、講習会等にも積極的に出席させなければならない

5. 法令遵守、福利厚生

- 5-1 前出の項のみならず、獣医師法、獣医療法、薬事法、麻薬及び向精神薬取締法等の動物医療に関する法令を熟知し、遵守しなければならない。
- 5-2 法令に定められた方法で個人情報を管理しなければならない。
- 5-3 労働環境に関する法令を熟知し、遵守しなければならない。
＜最低賃金法の遵守、労働保険 (労災保険および雇用保険) への加入、労働条件の明示、就業規則の設置、健康診断の定期的な実施、時間外労働および休日出勤に関する協定書 (通称 36 協定書) の提出等 >
- 5-4 社会保険 (健康保険、厚生年金および介護保険) に加入していなければならない
- 5-5 JAHA 動画配信サービス等を利用し、経営者として必要な労務管理の知識について、最新情報を常に学ばなければならない

平成 10 年 7 月 2 日制定
平成 11 年 8 月 21 日改訂
平成 14 年 3 月 7 日改訂
平成 21 年 4 月 1 日改訂
平成 24 年 5 月 17 日改訂
平成 27 年 5 月 14 日改訂
平成 30 年 12 月 19 日改訂
令和元年 12 月 18 日改訂

- ・この基準は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- ・平成 28 年 3 月末日までに認定された動物病院については、新基準への移行期間を令和 3 年 3 月末日までとし、移行期間を過ぎても新基準を達成されない場合は、認定資格を喪失することとする。